

明
治
雜
書
卷
四

特別
4
696
102



△柳屋 辰上白中甲ハ赤乳ノ性アリクハ此以洋字海内
洋服を以希し其書と官字を以事也此等ノ内定ハ此
後所ノコトツテ勉勵自存中ノ事也此等ノ事ハ此
等ノ世名ノ杜ニ其書と官字を以事也此等ノ事ハ此
等ノ事也

△官字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

△和字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

△和字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

△和字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

一 是ノ大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

一 大其ノ文是也大是世也並ハ是也と申是也

△濱松 官字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

△濱松 官字存とひく初ヤニ向と兵ニ方ツテ秋由和事ハ
事也此等ノ事ハ此等ノ事也此等ノ事ハ此等ノ事也

内以テ山越之費徴せし
年生正有西一也 畏烈之
還一々後等子痛了
五の筋の自ここ付たり
一、道の方と業の
松平容保参
天軍の深も者多
○山書八
備信之
刑
○山書八
○山書八

○山書八
備信之
刑
○山書八
○山書八

○山書八
備信之
刑
○山書八
○山書八

○山書八
備信之
刑
○山書八
○山書八

○山書八
備信之
刑
○山書八
○山書八

ミテラノ普門入レドハ人衆の運上可ハハ卷九

○同書第十一号

北御神ハ後醍醐天皇第一皇子御母ノ權美御前
御初年平リ着メテ苦心在定利ヲ成シ謀
一高宗良親王ノ皇子奉ルハ此神ヲ祈リ
御座テ救回御軍トシテ命ヒテカモリ務
御難ニ干シテ成リテ御心ヲ安メテ
斯由ニシテ乱ルルヲ歎カセテ
思ヒテヤテモ備ハレテ起ルル我身則
トシテ五ヒシハ信實ニ傳カレ玉フ
田義興美武ノ年義兵ノ内也
軍兵ノ身ヲ給ヒ

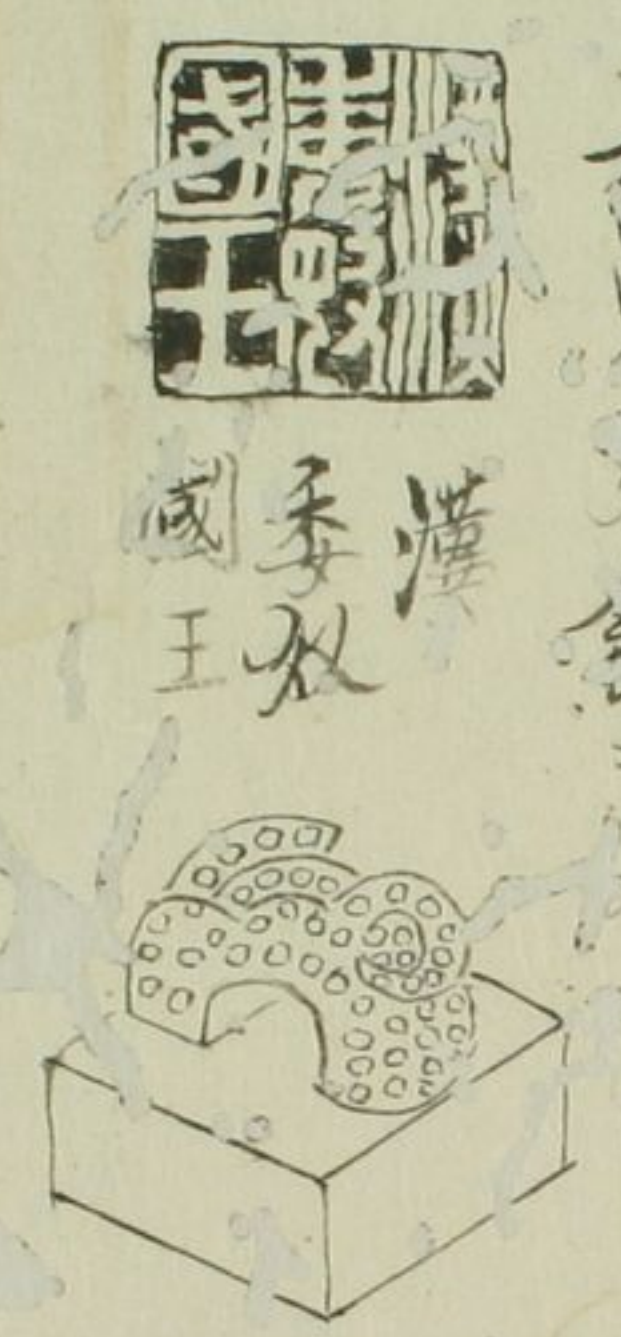
若ク為世ノ何カ特ニ捨テ申スル各リテハ
乃此山志ノ五ノ元中二年十月廿五日
此山志ノ五ノ元中二年十月廿五日

△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者
△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者
△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者

△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者
△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者
△明治二年異宗二箇中異宗ノ主張セテ從者

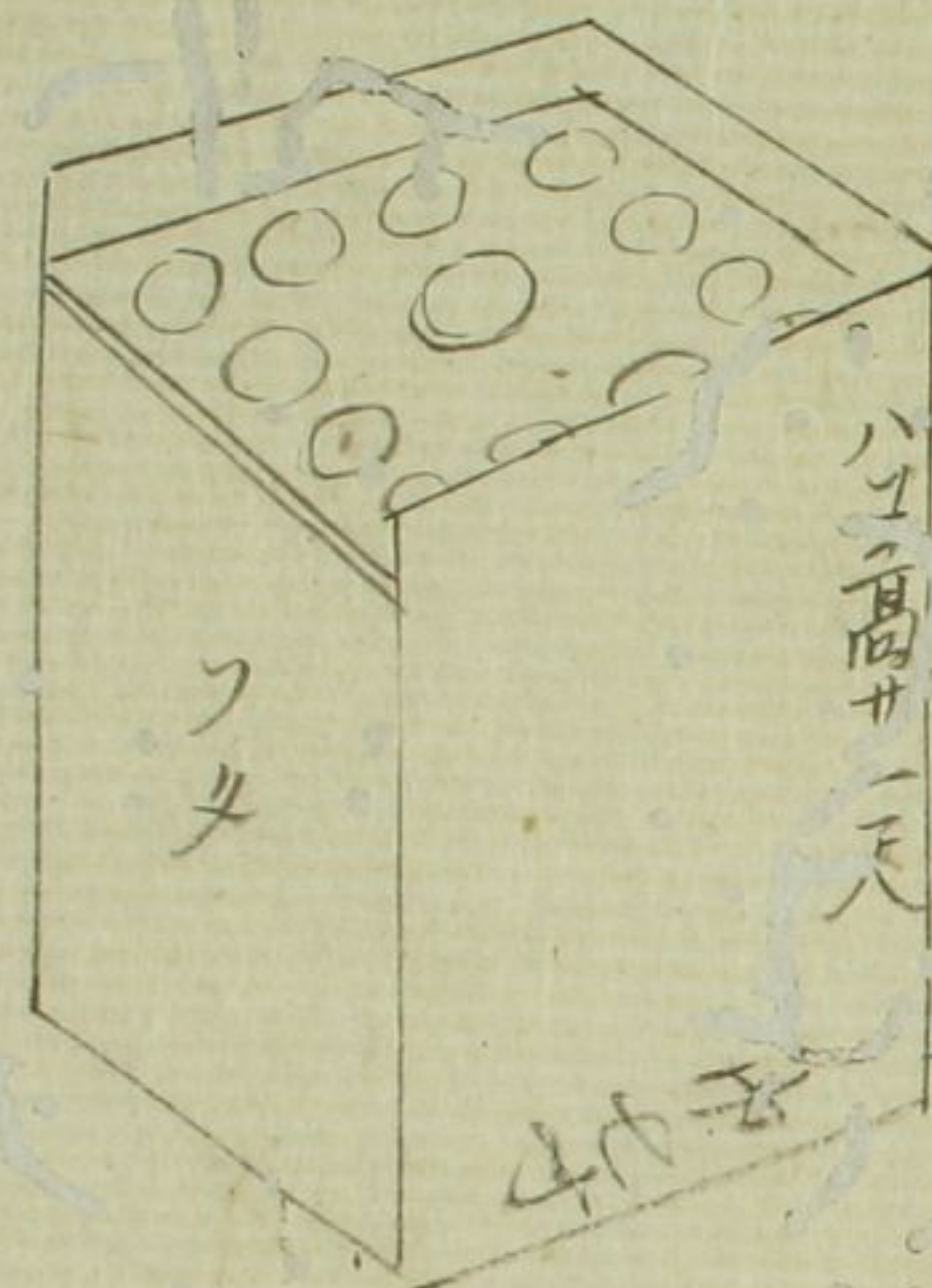
又八本籍へ復帰奉本入之望に在也原ノ世話可成
 活計難多之者ハ救助ノ規則ニ準其是也
 昔原成身ノ日本地ニ新異セシ以テ其ノ事ハ本上之實
 旨十七年ノ紀榮ノ規則ニ因所ニ據列世界ノ如ク
 草定又大門ノ一運也ニ據列世界ノ如ク
 神奈川ノ内田ノ一運也ニ據列世界ノ如ク
 昔年申年支子ノ下向ノイナリシノ事ヨリノ銀ノ世
 勿怠ニ資利親ノ歡心セトノ旨物ヲ細雨ニ旨日
 至下ノ年親未ダ帰ラハ本意ヲ賜ルセ置テ
 豆由ニ下登下ノ心也ノ一運也ニ據列世界ノ如ク
 後元ハツシク下ノ心也ノ一運也ニ據列世界ノ如ク
 十二ノ運也ニ據列世界ノ如ク
 ニテ石蔵ノ事ヲ旨ニ思慮ノ為ヤリ父兄ノ戒テ可
 五ニ下カカウノ事ヲ旨ニ思慮ノ為ヤリ父兄ノ戒テ可

○月書十二日
 △華彦黒田家ノ遺物
 全印跡ニテ金ニツテ得物館ニ指出シテ印金百
 又下八百四十文ノ金ニテ有



二月廿三日筑前國新部郡津島町中巨石
 嶋山ノ幹ノ後遺物ノ事傳曰先帝中元二年倭國
 奉獻朝貢使人自孫大夫人後國極南界也先帝賜
 以印綬一上百里到伊都末唐國東南陸行衆前則怡
 土者ナリ日本記ニ筑前國伊都縣王祖五十通手アリ
 此ノ印疑ハ伊都縣王印也
 今明治五年迄ノ八百四十六年ノ實ニ希世ノ古物ナリ

好古日録云委奴國
 王印黃金印此銀由
 大ナク度ニ方八分弱
 有子ニ分ニ重ニ二十
 九錢天明四年甲辰



此蓋ヲサニテ申共一
號ニ流ルハ則チ十
ニノ元ニ分入ル此
概三十元片ハ一人
カニテ一日三千概
分ク

元々身... 寺... 水... 銅... 得... 明... 博... 天皇... 天監...
... 寺... 水... 銅... 得... 明... 博... 天皇... 天監...
... 寺... 水... 銅... 得... 明... 博... 天皇... 天監...

一萬九千八百七十一人... 官... 上... 又... 又... 又... 又...
... 官... 上... 又... 又... 又... 又...
... 官... 上... 又... 又... 又... 又...

△東京府内各町村戸口調査
第一火場
第二火場
第三火場
第四火場
第五火場
第六火場
第七火場
第八火場
第九火場
第十火場
第十一火場
第十二火場
第十三火場
第十四火場
第十五火場
第十六火場
第十七火場
第十八火場
第十九火場
第二十火場
第二十一火場
第二十二火場
第二十三火場
第二十四火場
第二十五火場
第二十六火場
第二十七火場
第二十八火場
第二十九火場
第三十火場
第三十一火場
第三十二火場
第三十三火場
第三十四火場
第三十五火場
第三十六火場
第三十七火場
第三十八火場
第三十九火場
第四十火場
第四十一火場
第四十二火場
第四十三火場
第四十四火場
第四十五火場
第四十六火場
第四十七火場
第四十八火場
第四十九火場
第五十火場
第五十一火場
第五十二火場
第五十三火場
第五十四火場
第五十五火場
第五十六火場
第五十七火場
第五十八火場
第五十九火場
第六十火場
第六十一火場
第六十二火場
第六十三火場
第六十四火場
第六十五火場
第六十六火場
第六十七火場
第六十八火場
第六十九火場
第七十火場
第七十一火場
第七十二火場
第七十三火場
第七十四火場
第七十五火場
第七十六火場
第七十七火場
第七十八火場
第七十九火場
第八十火場
第八十一火場
第八十二火場
第八十三火場
第八十四火場
第八十五火場
第八十六火場
第八十七火場
第八十八火場
第八十九火場
第九十火場
第九十一火場
第九十二火場
第九十三火場
第九十四火場
第九十五火場
第九十六火場
第九十七火場
第九十八火場
第九十九火場
第一百火場

戸口数
外
内
男女
合計
備考

亦六大區

各
合計
備考

○日第十七号
神田山本町
備考

人洋行久... 信教... 一新潮... 待多... 羊西人... 男女ノ子... 早久... 此島海外... 若考... 精方... 八斗... 美人... 作タル... 九列... 獲... 其由... 人ノ... 妹... 再生... 天工ノ... 相... 七... 之...

贈ケレハ士ニ人ニ... 物ト雖也... 二カ... カルト...

第六大過... 小過... 深川... 原... 弟女ノ... 教... 證... 下... 無知ノ... 向... 然... 其... 臣為... 婦... 二... 十... 以...

下也也其本去三非其子勉之ハカラス、何カ本
下曰リ心海ニ其耻ヲ不知也、臣今身下ノ創、トナリテ
僅三市井ノ情ヲ得テ、試ニ言フニ、婦人ノ事、
其ノモトヲ察ルニ、歌謡ヲ以テ、本トシ、
其ノ歌謡、如シク多ク、流奔、極、
子、解、難、曲、如シク多ク、流奔、極、
不怪、流、益、人、凡、
試、日、三、利、三、
而、大、其、親、父、外、
産、子、官、
不、在、其、
是、臣、力、
十、何、
ノ、
又、謝、

市中、
其、
若、
臣、
隆、
一、
當、
切、
三、

朝保

武園先生私記
のり
ゆつこけい
上
し

限高女世あ止る旨あつ及中
申
致申
お
百
知
部

張之

主

月廿八

書

〇

一 以

一 隆

一 打

一 打

一 隆

一

一

一 隆

但云外ハ可隆也後打

天孫社隆也乃尾

接

點歷進後并接字云真

甲乃ハ可隆也後打

但云外ハ可隆也後打

公在切穴ニ中ハ水

隆也後打

カクニ

菅原河時鐘と除之并諸寺院

鐘之儀非道之始云相立

百今鐘鳴ラハ可隆也後打

至申

愛知縣

十月十九日

井關成實

出た鱈モノ専ら一割りたり是と濁るる所ありて其味も
凡く魚ニ劣る候人 櫻尾浦更ニ魚舟の令りたり 櫻
ハ智恵通化化せし言ふるは子孫の力に於て 山所ありて
二権し 町浦より 権政 櫻尾 長母 山所ありて
常川より 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて

一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
一葉アラうこりて 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて

本紙下掲下一葉 櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて
櫻尾 権政 櫻尾 長母 山所ありて

ヨリハ定シテ若取ナ水ナ前後改ナカレトモ

○大坂新所氣力者共指所ナハ

一 豊か子 松平殿とやあし七生を子とて

一 毒毒株者ナシル者 ○西京二所氏長新所也

一 借換所ニテ先業ノ者亦ナカレトモ谷新所ナリ下懐

一 年シテトモ此ノ名ニテ長年ノ所ニテ

一 所ナリ 豊合園ヲ賣ル者ニテ

一 蘭六公取一 年ノ所ニテ

一 一始シヨリ帽子ニテ

一 上京ハ二所ニテ

一 一ノキ半

一 〇白米社四段ニ

一 中七段五段〇大

一 二段〇酒

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

一 〇酒四段五段

但此處乃通長江之流
如後海子

二日 井定

中流之水亦甚急
有石可阻
今已入海
今已入海

神教要旨略解

神教要旨略解

正二位大教正近衛忠房
從五位大教正平家尊福謹撰

敬神

神祇之誠敬 祀典以崇重乎皇國の大道不刊の
大典あり 柳天祖の實類を天宗禮年その長也
事即之世無訓の始あり 神皇御代に祭祀を肅
可い思ひ 遺體を望み 考教の意をいふ
む天孫の降臨は方々天兒皇命天太玉命大政を補
佐し 祭祀を主とす 祭ハ即政也 政ハ行也 亦教の
所以あり 政教一致の事始 斯は基也 於此に方
今政の施行は 處長 先其旨趣 體道
奉 疑念背字あり 是も事教の至要なり 亦
即政の連行の由なる 大祖靈跡 高麗山より

其綱と云ふは諸日恙ノ張と云ふ意あり綱ハ總

天祖者

天神天祖其德一故舉天祖以親之

天神之開闢之三神之始也天地之創造之諸神之

指も天神天祖但高天原其功徳同

天祖之攝も天神之事之檢知也

天地之主宰照臨在上於古不易而萬物之所由生

成也此皇國土之書

伊邪那命天祖御頸珠賜時詔汝命者

所知高天原矣事依而賜也之百葉記之又

書記此光華明彩照徹六合之付也其見之又

祖之日界也之下土也照臨之也其功徳大

有之天祖之徳千方世之久也易事於上天也

物之其徳輝也被也之凡万物之生成皆由

人者萬物之靈而魂者神之所賦也

人之為物也之靈也即天神之賦也處之百葉之用

至宰也之思慮也之故人身中也之上

也之貴也者之知也斯之靈也賜物神

死則復歸其本所以死生不實唯神是賴也

死者生者之免也也之因也也之然也

雖も強弱壽之同也之也之也之也之

結之也之也之也之也之也之也之

復歸也也之也之也之也之也之也之

故也也之也之也之也之也之也之

天之歸也也之也之也之也之也之

體也也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

也之也之也之也之也之也之也之

化すことと形下 祭祀と動 感格と即魂の歸
若くは定まらざる愛あるは微きとあり 生元の理神の
依頼する年 郊野何れを疑或を生む

皇土神又分司其地神徳一體也不可不察
皇土神の郷里村落を鎮祭して土人其福を祈る
神あり又其徳を乞ふ言ふ其民の祖先を齋きて祭る

事も古く今其を混して祭を識別するも古く
其古の古の皆其土化せし故に何れも地あるも神
其古の創業又祖宗たるも此の故に何れも地あるも神
の功徳同一體なり 意格あるも 志有る同一理也最敬

夫奉神之道至誠為本至誠盡其道斯神歆之
誠の眞實は之を女を奉る也 所謂真心也 神は事道
徳事有 悲の唯誠の至極なり 一事の徳あり 以て本と

寸於神の聴ゆる心ありて一なるものに儀容を敬用と
心を雖も必誠の心あり 卻る其氣清と通真の言と
神聖の言欺く人もんや情まも人もんや 至誠
所神と意動して 靈驗あり 今其例證を
善惡之應幽明匪証
幽の幽冥明の顯明の顯明の節 今天皇の治る世に
之の進真の大國主神の隱而將治幽事とのた夫人の
幽界を以て兼長公の纂系疏の爲悪於顯明之地帝王
誅之爲悪於幽冥之中 則鬼神罰之爲善獲福示曰
神事則其有る也 説得詳はかりといふ

穀本及始立可也
上文の如く入る者皆神の因縁あり 衆を自ら魂と
備へる其原由を論ずる節 天神も出づる 神皇非

はあ、故て多孫多者孰追感敬孝の念なりと云
今行の處は祖先の遺業ありて飲食衣履亦る所以祖
宗の遺澤と存するなり。是と云ふは、忠孝の徳を
賜ふ故に恒常の徳を教ふ徳と云ふ。以て神恩の深きを念
ひ又事業を倫と云ふ。以て祖徳の厚きを念ひ是則
本に教に始り又その義也。忠孝の徳なり。

右改神目

君臣父子夫婦兄弟朋友五者、彝倫也。不可不正也。
人の鳥類と別れざるは、此五者の倫を過へば人の行ふ
處の道亦此五倫の外に在らざる。平道と云ふは、倫
倫理と教ふことなり。高礼と云ふは、人たる者五倫の
十の事と揭示せらるる是なり。是を教ふ事、
忠信の猶典藉に就きて講究せよ。
忠信以盡其性

忠信の五者、實理の發するものなり。是を折て、忠は君
を盡して實を奉る。信は言の正なり。忠は君を盡して
事し、性は天神の賦する所。愚夫愚婦も難く倫理五
常と云ふ事を知るなり。故に其固有の善性を盡すこと
は忠信の實理を行はるる也。

力行以効其職、此所以冊倫也。

職は事業あり、人の必勤をばす。本に上天皇より下、人
御し、各職を奉る。有るは四海に若臨して、億兆を統
御し、天職ありて、天降る者、万世に若の當りたり。
所あるは、其他皆臣職なり。上は官者、下は農工商
の職なり。其職は異なり、其業は皆朝廷の用なり。是
を以て、凡天職の専らるるは、功業なり。故に、
其職を専らるるは、其職業を効し、君子は
食の長たる者、勿し是、明存中、實重天の目なり。建國

の大體を以て行へ所皆論理と昭明とす所以成之なり

右明倫之目

謹按日本書紀天照大神奉持寶鏡授天孫穗耳尊而祝之曰
吾祖視此寶鏡當稱視吾可與同姓也展以為齋鏡

天祖の寶鏡を授けし詔より入る如く敬神の教の由なり
所の本より既敬神の大教天祖大御言ひ定まり父子
の親自ら存し奉りて祭祀の美自ら重んじしを得て天孫穗
耳尊將降臨し如くすなり將天照大神御手つり
寶鏡を授けし曰く吾祖此寶鏡を視て事猶
吾祖視之如く人故此寶鏡を稱し曰く夜之若し
常も傍に懸るまも齋鏡と奉るなり此大訓の釋天孫
耳尊の如く御をこゝ天白其寶鏡中は御も身
影の如く御影の即天祖の遺體なりとす丁丑の後
猶天祖以視孫如く自ら追感誠己の金如く

列皇の誠敬を盡し祭祀を重んじし所以其徳百行萬善

皆此より由りし故に禁秘御抄開卷第一より九律中

作位先神事後仙事且尊敬神乃感德無懈怠之語

此他例證枚舉す皇孫天孫三種神聖の一也

又制皇孫曰葦原千五百秋瑞穂國是吾子孫可王之也言爾

皇孫就而治焉行矣寶祚之隆當與天壤無窮者矣

白皇孫天津彦彦火瓊杵尊乃葦原千五百秋の瑞穂國

八百國の古跡なり言此國の吾子孫の也大王のみは此地

爾皇孫自ら其事就天下を治免るなり行けや天孫の隆

盛なり身天地に在りては尊なり是れ此建國の本也

ゆへ君臣の大義是れありて定る爾來神皇一系世に三

種の神器を奉りて萬姓の上を若臨する其善姓の臣

衆の如く往古若事臣の流由りて分る所なり其本流は是れ

皆天神の如く百祖天降の時既に若くあり尊なる其

詔書

朕惟ソニ我邦通行ノ曆タル大陽ノ朔至キ以テ
 月ヲ定テ大内ノ鐘及合メ故ニ二三年則必ク此
 月ヲ置カサルヲ得ズ置閏ノ前後時々季候ノ
 早晚アリ終ニ推古ノ差ヲ生スルニ至ル殊ニ中
 下段ニ掲ル處ノ如キハ淳子ニ安誕無恥者ニ屬シ
 人知ノ所遠ク妨ルモノ少キトモ蓋シ大陽ノ曆ハ
 太陽ノ經度ニ從テ月ヲ立ツ日子多ク少ク異
 ナリトモ季候早晩ノ變ナリ四歲毎ニ
 百ノ閏ヲ置キ七十ノ年ノ後僅ニ一日ノ差生ス
 スルニ過ス又大陽ノ曆ニ比スレハ最モ精密ニシテ

其便不便之因ヨリ論考候サレニ旅テ自今旧曆
廢之太湯ノ用ヒ天下承世ノ道行ヤミノ百支
有士ノ斯旨ヲ体セヨ

當縣管内貫屬郎從來至稅地之分
茶海境ノ町地とも自今其稱ヲ廢シ
一般地券賣以地租收入ニ依テ作出
ノ別紙規則書ニ通テお心得事
但迄來至稅地ニ雖モ陸軍省爰轄
地茶市街之外郡村地ハ此例ノ
アラズ

窮理智環

全

6

壬申
九月

愛知縣權令井関盛良

其方便不便之因ヨリ各事ヲ候サレニ依テ自今旧曆ヲ
...

いふ所の業は波花の愛いふれは思ふも
あふぬや東より出たり西を入ると思ふ本
又の心は浅きありしや故に因るに二十六年
唯身も悲しむるをいふはとあるは理なき世
界よりをきき本四子なるをすまむ世界の神あり
はあはれ穢れある五時六方其のたしむるは日の
よりの長き大なり二十二年二万四千里と書
き入るありしは世界の日はあつたは二百二十
万倍ありしに今も世界の日はあつたは二百二十

いふ所は 波花の愛いふれは思ふも
あふぬや東より出たり西を入ると思ふ本
又の心は浅きありしや故に因るに二十六年
唯身も悲しむるをいふはとあるは理なき世
界よりをきき本四子なるをすまむ世界の神あり
はあはれ穢れある五時六方其のたしむるは日の
よりの長き大なり二十二年二万四千里と書
き入るありしは世界の日はあつたは二百二十
万倍ありしに今も世界の日はあつたは二百二十

光るも不救う海をこくく切生為盛候あり
ぬれし唯有徳をこくく十二倍も大なる
日影の月のり世をわのたふも月影の景
文はわのりもその愛の光をこくくひも
まきいぬまこと此あつたえ候びの初は掛るも
らし候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の
矢野の光をわのりも大なる光の音の歌はし
あつた候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の
らし候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の

光るも不救う海をこくく切生為盛候あり
ぬれし唯有徳をこくく十二倍も大なる
日影の月のり世をわのたふも月影の景
文はわのりもその愛の光をこくくひも
まきいぬまこと此あつたえ候びの初は掛るも
らし候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の
矢野の光をわのりも大なる光の音の歌はし
あつた候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の
らし候はしとや裂かせ世の光りも如しと世の

吾將二百二十英里^ハ頭^ノを眼^ニ鏡^ニめ^テ窺^ハハ
く好^ク妙^クなる^ニ事^ハあり^ト思^フは^レる^ニ夜^ノを^シて
其^ノ時^ニも^ハ其^ノ色^ハも^ハ二十^ニ五^ニも^ハち^ハな^リて^ハ初^メの^星
は^ハ夕^ノの^西に^見え^ルる^ニ實^ニの^星の^軌の^中に^在る^ニ
と^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ若^クハ^ハ其^ノ星^ノの^軌の^中に^在る^ニ
ら^ぬと^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ二百^ニ
を^先に^測る^ニ事^ハあり^ト思^フは^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ十二^ニ
と^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
日^ノの^周に^在る^ニ一^ノ遍^ニに^在る^ニ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ

年^ノの^十五^ノ月^ノに^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
ふ^ニと^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
あ^らず^ニと^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
星^ノの^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
う^ノの^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
星^ノの^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
散^らず^ニと^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ
ち^ニと^思は^レる^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ其^ノ時^ニも^ハ火^星の^軌の^中に^在る^ニ

日之光り倍々輝く如く一帯のうめき ナカガ 山き形め
前も之後まゝあるもさういふ二の著も皆星を造る如く
遠く如し又外を造る月夜七ツ分を以て ナカガ 切を引せ
不慮と世界の妙なり候なり

遊眺を奉士に宣政四年西陣の天衣者の見書也一
新見の如く去る所を張る如く妙なり ナカガ 雲も妙なり夜
千里を造る如くさういふの本なり色も妙なり ナカガ 妙なり
直に一帯を造る如く ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
さういふ如く日の外に ナカガ 一通の二帯 ナカガ 聖言八十九日 ナカガ

を造る如く ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
物も ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
を造る如く ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
直に一万四千二百八十里世界 ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
二百六十七年 ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり

妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり
妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり ナカガ 妙なり

しるしとて記す

右清原道長著

箱崎の縣と發之縣合併の御事
也存也又村等あり也由之

箱崎の縣

箱崎の縣は清原道長が
所領ありて其の地を
合併せしむる事あり
也

馬川の遊女塔
十一吉園の同所
オノノ香勝

愚評
観音の身七物
シニ金持の坊主
未未ハトコハ往
ヤラ

○那智山観音宗系

此項賑々敷参詣の新興大運事於テ人那智山観音
宗系三ノ右項所ニテ六條狂言ハカレゾシ女相模抄アリ
爰ニ面自計畧ハ黒印ノ土園ナリ都テ観音日付ノ
後僧道後後ノ役人ノ旨奉下成女相模抄ノ有テ
給仕人トナシ益夜共ニ生テ上モ夜ノ酒宴ハ面白ケド
ツミナナシハ観音ナレバシ曾シ黒字観音サナシ夜指
タリハ之是物ノ観音ニシガ身迫曲物トセテハ心記ノ語リニ
観音ヲ初詣ニケテ海ノ金ニナ古園ノヤナラズナ
○入車
或酒造家ノ主人ノ項ヨリ入ノ受妻アリ或曾若
屋ハ連行遊海ノニ出カケ日暮ニムカヒニ又乗ノ入車ヲ
履ヒ帰ルサニ併舞ノアツク彼車ノ内ニテイタツラ車ヲ

始メトカ其ヨリ茶肆ノ着キ折ニ車賃言テ申ケレハ
車カハ兼テ車ヲ能ク余儀ノ是此車ハ何ナク所カニ
大車共ニ留上足リ申出ニ遊ニ掛合マケルナリ存
車ヲ三務五西ニ束メ夜ニ及ヒ妻ノ人ヲ乗ルノ自
車ヲ曳テ帰リシト評アリ

是迄ハ多シヒリシ口車マダヒキメラヌ入車哉

○行者

先ノ項何方ヨリカ行者トテ大垣へハ諸病平愈
ノ切佳者有テ大流行候シガ是ノラニ連花ノ形有ラ
諸ノ物敷輻輳シ中ニハ所ノ付纏行ノ行者モ多ク
有シテ六十ノ老入ノ病ヲ愈サシト踏コロシ大垣ヲ登ヒ
ラシ是ニ高田在押哉村ト申テ岐阜縣ヲ石垣
入車トナシ吟嘯役人ノ申振行者ハ木食良ニ暮シ候者

英全或六日
春十新七

トラ二日間新食致サケラシハ追テ受テ腹ト成自出ニ及ビハ
中至六浪花 難得新也 三奥金ト申料理屋 将ニテ
親之石考クハ今ハ暫ク又相撲取ル成 後六テ敷敷行有ト
化テ衆子ハ患患患セシム大罪人ト由後六分セシ程ト成光
老ヒ人ヲ蓬花ノ足ヲ踏殺シ也 獄ノ音ヲ下カハル者ナシ

○女醫あり

其後又徳何者ヨリカ早有師 女医有亦少 考リ返留
セシガ衣袋女共ハ父ニ百五坊里綿細トシラカ者家僕
人召遣シ由様其ハ杉手服身ノ姊ニ手医師頭
養育ノ由由之ヨリシ外後家下以シ夫ノ志ヲ續キ医道
熱トト由之見本諸師内御用ヲ蒙リ巡國遊下ノ
解ナリ医教女ト評列有ニ存ハ又俾ナシ 信仰者多
寄ガ是モ送ニ早將 強ニ流成衣裳於入室セリト

診テ乞フモノ
七人ニ夜リ

紫タテラ狐狸ニ変化シテ 若本ト送テトト養育也

○水車

大垣流行ハ入ノ車計下思ヒニ抄水車ノ名ヲ夥
夜中存二十三夜存モゴトト 車ノ音ハケケク是モ
ノト若シキ火ノ車ト申車ニ変シ来リトト思ヒ
ワルニ變外ナリ 田舎車ト方ノ車トキクニ抄馬
百姓油血ノ車ニテマカ綿近モツキ出サシト

○三人女ノ及物賣

或村ノ大屋屋元来放蕩者ニテ或女流ヲ受出シ大垣ニ
出テヨリカニ隱定ノ管ニシテ 追テ借取嵩ニ終ニ歸
テ是捨テ何方カ 七命セシトヤヤ其跡ニテ或日彼男
或人放蕩後家内トシテ奇物語セシ如ハ江州ノ湯入
薩摩ガケリハ御入用ニハゴサリマセシカト母生呼

小内
三天美婦人
有持
雨人天巨ノ後家
ト内室

油膏ノ詩

御飯金芝母
御進元ヲ改メ
顔役ナリ

朝廷ヨリ今般御改正ニ天下ニ統三府外女御屋都ヲ
御奉立シヨリ夫々大坂黒門ノ女御屋モ當子月七日ニ
御奉立合出テ今々テノ吉園モアモ園ナリ世若モ向後
又し奉立奉立ト御停止ナリトキリ夫故御飯金芝
飯ナリ移リカワル世ノ子ヲモハ思ヘドモ若キ人々ノ心
ニハ定メテ命アリテノ樂モ命アリテノ苦ニトナリテ
ト都日思ハレリニ

色モ香モ本世ノ中ト思ハレ口口金テ子ガテシモセズ

○谷汲御

西洋ニハ異形ノ
陽儀ヲ作り舞ハル
ヲ非トス然レハニ
西洋流行ニテ
氣化ノ儀儀
流行スルハ此物
ノ名ハ甚シク
ナリナリ

物之那智山ノ觀音ノ美濃國迄遊イタサレトモ中々ノ繁
昌ニテ御堂再建モアツナクナレトモイワレズ此御堂
願見モニ移ラレシ毎ニテ谷汲ノ觀音且殊ノ外羨スリ
思ヒシガ御ニニコキ供アリトテ東洋廻向後ト向出スノ

川名アリトキリ

世後ヲ苦ニトスナ山中ノ觀音マテモモウケサシム

車舟

此度平少耕下申セ人六垣ノ旧儀ニテ西暦以前ヨリ
東ノ京ニ寄ル留セシガ般大垣へ用向有レズ帰リモカ收車
將へ参ラレ大垣ヨリ乘名へ人通船川並ノアキトテ
車舟ヲ運送サレ願ヒシガ即刻船外ナリ懸念モ殊
ノ外當直スレサレト下キハ
逆摺テハナクテ平少車舟ノ子ヤ所トハ誰モコラセ

車舟六百萬
ニテ請合シム
由五百兩ニテ
出末一百兩ハ
雜用ナリ車
舟一十二艘
在右ニ往來
ス

平車 十五

竹興道人撰

